

## 令和5年度調理師試験受験案内

- 1 試験日時 **令和5年8月19日(土)** 13:30~15:30 (13時までに集合)
- 2 試験場所 山口市秋穂二島1062番地  
山口県セミナーパーク
- 3 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。  
**公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論**
- 4 受験資格
  - (1) 学校教育法に規定する高等学校入学資格を有し、次のいずれかの施設において2年以上調理の業務に従事したもの。
    - ア 継続して1回20食以上又は1日50食以上の調理数がある寄宿舍、学校、病院等の給食施設
    - イ 食品衛生法に基づく飲食店営業(喫茶店営業を除く。)、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可施設
  - (2) 次の場合は、調理の業務に従事したものとは認められないので注意すること。
    - ア 専ら調理品の運搬や配達(ウェイターやウェイトレスを含む。)、食器洗浄等に従事しているもの
    - イ 簡易な調理のみを行っているもの
    - ウ パート又はアルバイトのもの(原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務する場合を除く。)
    - エ 食肉処理(畜肉の解体、分割等)、食品製造(調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造)又は飲料の調製のみを行っているもの
- 5 受験願書の受付期間  
**令和5年5月8日(月)から5月26日(金)まで**  
(県外居住者が郵送する場合、5月26日までの消印のあるものは有効とする。)
- 6 受験願書の提出先  
県内居住者: 住所地を管轄する環境保健所(環境保健所)又は下関市立下関保健所  
県外居住者: 山口県生活衛生課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)
- 7 提出書類(各書類に記載された注意事項をよく読んで記入してください。)
  - (1) 受験願書  
消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないこと。
  - (2) 調理業務従事証明書<sup>(\*)</sup>
    - ア 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入されていないこと。
    - イ 訂正には、修正液等が使用されていないこと。新たに書き換えるか、見え消しで訂正し、その箇所に証明者の印と同じ印が押されていること。
    - ウ 証明は、事業所の長(事業所が現に存在しない場合には当該事業所の長であった者を含む。)から受けること。
    - エ 事業所の長の証明は、当該施設長の証明で差し支えない。
    - オ 本人と事業所の長が同一人、夫婦若しくは二親等内の血族の場合又は事業所の長から証明を受けることができない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業種の経営者(施設長)から証明を受けること。
    - カ 証明印は、該当する施設長の職印を用いること(社印・組合印・団体印は認めない。)。個人印で証明する場合は、印鑑登録がしてある印(実印)を用い、印鑑登録証明書を添付すること。
    - キ 1事業所で調理業務に従事した期間が2年に満たない場合は、合計従事期間が2年以上となるよう、勤務した複数の事業所の証明書をそれぞれ添付すること。
    - ク 調理業務内容は、調理内容が分かるよう具体的に記載すること。  
(例) うどん、カレーライスを調理している。会席料理を調理している。病院給食を調理している。
  - (3) 最終学校<sup>\*</sup>の卒業証明書<sup>(\*)</sup>  
※学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校等(各種学校を除く。)

ア 卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、氏名の変更が確認できる  
戸籍の抄本又は謄本を提出すること。

イ 定時制高校に在学している場合は、在学証明書を添付することによって卒業証明書  
に代えることができる。

ウ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、事前に山口県環境生活部生活衛生課に問い合わ  
せること。(TEL:083-933-2974)

(ア) 学校教育法による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている  
外国人学校の中等部を終了した者

(イ) 外国の学校を卒業した者

(4) 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き  
上半身像のものとし、裏面に氏名を記載して、写真台紙に貼り付けること。)

\* 令和4年度山口県調理師試験の受験票を添付する場合は、(2)、(3)の書類を省略可。  
このとき、受験願書の「調理の業務に従事した期間」欄は、空欄とすること。

## 8 受験手数料

県内居住者：山口県収入証紙6,120円分を、受験願書の所定の欄にはり付けること。  
この収入証紙には、消印しないこと。

県外居住者：郵便小為替又は郵便為替で6,120円分を送付すること。  
(為替は、受験願書の収入証紙はり付け欄に貼付しないこと。)

※受験手数料は申込受付後は一切返還しません。

## 9 受験票

受験願書を受理したのち、8月初旬までに直接本人に送付する。

※試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県環境生活部生活衛生課へ問  
い合わせてください。(TEL:083-933-2974)

## 10 合否判定基準

調理師試験の合否判定基準は次のとおり。

(1) 問題別正答率及び平均点等に基づき、試験問題の難易度を勘案して、必要に応じ問題の  
一部を採点除外した上で、試験委員会において合格点を決定する。

(2) 原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とし、1科目でも得点  
が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

## 11 合格者の発表等

合格者には、9月下旬に合格通知書を送付する。(不合格者には通知しない。)

試験の得点を知りたい場合には、合格発表以後、受験者本人が受験票を持参し、山口県庁  
2階環境生活部生活衛生課において、その旨を申し出ること。

なお、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができるが、それ以降は、書  
面による開示請求が必要となる。

## 12 問合せ先

不明な事項は、次のところへお問い合わせください。

県内居住者：岩国環境保健所 TEL 0827-29-1527

柳井環境保健所 TEL 0820-22-3631

周南環境保健所 TEL 0834-33-6426

山口環境保健所 TEL 083-934-2535

防府保健所 TEL 0835-22-3740

宇部環境保健所 TEL 0836-39-9862

長門環境保健所 TEL 0837-22-2811

萩環境保健所 TEL 0838-25-2665

下関市立下関保健所 TEL 083-231-1936

県外居住者：県生活衛生課食の安心・安全推進班 TEL 083-933-2974

※ 会場(山口県セミナーパーク)には問い合わせないこと。